

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第104号	件名	令和5年度下水道築造工事(新免幹線)
No	質疑事項	回答	
1	No.8組立4号角型人孔施工時の交通規制形態は昼間片側交互通行にて施工を行い、作業終了後は日々規制解除となる考えでよろしいでしょうか。また施工上、規制解除が難しい場合は設計変更の対象でしょうか。	道路使用協議および許可申請は受注者にて行うため、確定ではありませんが、昼間片側交互通行で、日々規制解除を想定し設計しています。施工時においては、受注者にて最適な施工方法を検討し、施工計画を立て、発注者の承諾を得た上で施工していただきます。なお、規制解除が難しい場合は、設計変更協議の対象とします。	
2	No.8人孔～No.7人孔間の管きょ施工時は交通規制1日での作業を行い、作業終了後は規制解除となる考え方でよろしいでしょうか。また施工上、規制解除が難しい場合は設計変更の対象でしょうか。	道路使用協議および許可申請は受注者にて行うため、確定ではありませんが、No.8～No.7管きょの施工日数は3日間、日々の作業終了後は規制解除となることを想定し設計しています。施工時においては、受注者にて最適な施工方法を検討し、施工計画を立て、発注者の承諾を得た上で施工していただきます。なお、規制解除が難しい場合は、設計変更協議の対象とします。	
3	No.9組立6号角型人孔とNo.9～No.10管きょ工施工時の交通規制形態は終日通行止での作業と考えてよろしいでしょうか。また施工上、規制解除が難しい場合は設計変更の対象でしょうか。	道路使用協議および許可申請は受注者にて行うため、確定ではありませんが、No.10組立6号角型人孔については昼間車両通行止め、No.9～No.10管きょについては、昼間幅員減少での作業を想定し設計しています。施工時においては、受注者にて最適な施工方法を検討し、施工計画を立て、発注者の承諾を得た上で施工していただきます。なお、規制解除が難しい場合は、設計変更協議の対象とします。	
4	シールド発生土処理について、脱水ケーキ(1.6t/m3)で積算されておりますが、添加材等の処理を行い、比重が1.6t/m3～2.0t/m3となった場合、建設汚泥費用の増額は設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	設計変更の協議対象となります。ただし、添加材全量を処分数量として計上していますので、発生土の比重・量によっては減額対象ともなりません。	
5	10号代価表 クレーショック注入工の設計数量(51m3)が少ないと思われま。数量に変更がある場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計採用した条件で適切に数量計上しています。現場条件に変更のない施工数量の増減については、設計変更の対象となりません。	